

JARI-RB 審査ニュース

第167号

[2011年2月15日]

財団法人 日本自動車研究所
審査登録センター (JARI-RB)

複数サイト審査工数の算出方法が変わります (EMS & QMS)

複数サイトの審査工数の設定につきましては、従来「標準審査工数算定表」から、「総」有効従業員数の入るランク部分の工数を読み取り、それをサイト数に応じた増加比率と増分で調整した値を用いておりました。

今後は個別サイト毎に審査工数を算出し、これらを合算する方法に変更いたします。但し、近接していて一つのサイトと認められる場合は、一つのサイト相当(有効サイト)と考えます。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1. 環境及び品質マネジメントシステムの「認証料金表」を2011年3月1日付で改訂し、JARI-RBホームページに掲載します。
2. 適用は2011年4月度審査分から実施いたします。

<背景と理由>

サイトが複数あり、サイトサンプリングをする場合はJAB MS301-2008「サンプリングに基づく多数サイトの認証」(IAF MD 1:2007の翻訳)にしたがい審査工数が決定されますが、これ以外は、JAB MS305-2009「QMS及びEMS審査の工数」(IAF MD 5:2009の翻訳)にしたがい審査工数が決定されます。JARI-RBでは前者を「マルチサイト」、後者を「複数サイト」と表現しております。

今般、JABから2010年9月21日付で全認証機関に対して、多数サイトの審査工数(MS305の10.1項)に関する解釈について通達が出され、必要な機関は是正するように連絡がありました。ここで言う「多数サイト」とはJARI-RBでいう「複数サイト」のことです。

この通達には、『多数サイト組織に対する審査工数の計算にあたっては、各サイトの審査工数を当該サイトの有効要員数を出発点に計算します。次に各サイトに含まれるプロセスを勘案して、審査工数の調整が行われることとなります。』とあります。

複数サイトの場合、今後はJABの通達にしたがい工数を算出します。

この件は、10月に行われたIAF技術委員会の間でも確認されましたので、国際的にも統一された見解だと言えます。

「マネジメントシステム認証懇談会」の動き

経済産業省のMS信頼性ガイドラインに対して「マネジメントシステム認証懇談会」が登足し、アクションプランのパート2が発行されたことについては、本誌の前号(166号)にてお知らせしました。

当該懇談会は、登録組織の取引先、製品・サービスの消費者および認証審査に携わる方々に有用な情報を提供し、認証制度の正しい理解を求めることを目的にホームページを開設しましたことをお知らせします。

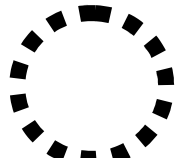
「MS 認証懇談会」URL (<http://www.isms.jipdec.jp/publicity/>)

現行のJARI-RB登録マーク、JAB認定シンボルマークへの変更はお済ですか

既に当センターホームページ、JARI-RB審査ニュース等でお知らせしておりますように旧JAB認定シンボルマーク、旧JARI-RB登録マークの使用期限日が近づいて参りました。

旧マークをご使用の登録組織様には、お手数と存じますが使用期限までに旧マークの使用停止、または現行マークへの変更をお願い申し上げます。

1. 旧JAB認定シンボルマークの使用期限は2011年9月14日です。

旧			現行	
				
JAB認定シンボルをご使用の際は必ずJARI-RB登録マークと組合せて使用してください。				

2. 旧JARI-RB登録マークの使用期限は2011年10月31日です。

登録マーク	旧	現行
環境・品質 共用	 ISO14001/ ISO9001 JAER XXXX/JAQR XXXX 品質適用除外:7.3項	 ISO14001/ ISO9001 JAER XXXX/JAQR XXXX 品質適用除外:7.3項
環境	 JAER XXXX  ISO14001 JAER XXXX	 ISO14001 JAER XXXX
品質	 JAQRXXXX 品質適用除外:7.3項  ISO 9001 JAQRXXXX 品質適用除外:7.3項	 ISO 9001 JAQRXXXX 品質適用除外:7.3項

認証登録の状況

更新(環境)

登録番号	登録日	登録者名	登録範囲
JAER0070	2011. 1. 12	株式会社協豊製作所	自動車用部品の生産及び自動車生産用機械・設備の設計と生産、廃棄物収集運搬
JAER0071	2011. 1. 12	株式会社ショーワ 御殿場工場	自動車用パワーステアリングシステムの生産
JAER0076	2011. 1. 29	トヨタ自動車株式会社 明知工場	自動車用エンジン、足廻り鋳物部品及び足廻り機械部品の製造
JAER0101	2011. 1. 31	トヨタ車体株式会社 富士松工場・刈谷工場	自動車の組立製造
JAER0310	2011. 1. 11	株式会社テクマ	二輪車メータ及び農建機メータ、自動車用電子部品(回路)等の製造
JAER0311	2011. 1. 11	株式会社F T S	自動車部品の製造(自動車用フューエルタンク及びその周辺部品)
JAER0312	2011. 1. 11	株式会社川村金属製作所	自動車車体用板金部品の製造
JAER0313	2011. 1. 11	日野自動車株式会社 部品物流・車両物流	車両の改造を伴う仕様変更と車両の配車及び補給パーツの配送
JAER0314	2011. 1. 11	神戸トヨペット株式会社 ※	自動車の販売、整備及び修理 ・御影店の拡大
JAER0315	2011. 1. 11	ホームックス株式会社	廃棄物の収集運搬及び中間処理並びにビル管理事業(ビル管理を統括する機能)
JAER0316	2011. 1. 18	坂本工業株式会社 ※	燃料タンク、排気系部品、吸気系部品等の自動車用部品の開発、設計、製造 ・株式会社プラスチックタンクシステムズ鈴鹿の拡大
JAER0320	2011. 1. 18	株式会社エス・エヌ・ビー	自動車用車体部品、樹脂部品、試作部品、樹脂型及び金型等の設計、製造
JAER0324	2011. 1. 26	コーセー化学株式会社	強化プラスチック製品の製造
JAER0325	2011. 1. 26	宝栄工業株式会社 真岡工場	マフラー、バンパー、燃料タンク等の自動車部品、防音パッケージ等の環境保全機器及びグローブボックス等の産業機器の製造
JAER0326	2011. 1. 26	協和塗装工業株式会社	自動車板金部品及び付属品の製造
JAER0334	2011. 1. 14	豊生ブレーキ工業株式会社	ドラムブレーキ、リアパーキングブレーキ、ディスクブレーキ及びアクスルハウジングケース等の自動車部品の製造
JAER0631	2011. 1. 14	株式会社アドヴィックス	自動車用ブレーキシステム及びそのシステムを構成する部品の開発・販売
JAER0755	2011. 1. 18	有限会社小川製作所	各種専用機械装置、治具等の設計、製作、メンテナンス及び測定サービス

※更新登録においては拡大を含む。(工場および店舗等の追加のみ掲載)

・登録情報の詳細はJARI-RBホームページ(URL:<http://www.jari-rb.jp/>)をご参照ください。

更新(品質)

登録番号	登録日	登録者名	登録範囲
JAQR0029	2011.1.24	株式会社ベルソニカ	自動車部品のプレス加工, 溶接組立, 塗装, 組立及び一部の製造委託管理
JAQR0030	2011.1.24	ミツバ工業株式会社 本社工場	車両用パイプ加工部品の製造及び一部の製造委託管理
JAQR0164	2011.1.15	株式会社サン自動車工業	自動車用下記製品の商品化計画, 設計委託, 製造委託及び販売 1. チューニング及びパフォーマンス製品 2. ライティング及びエレクトリック製品 3. エクステリアパーツ 4. インテリアパーツ 5. カスタマイズ製品 6. トレーラ及びA T V

※更新登録においては拡大を含む。(工場および店舗等の追加のみ掲載)

拡大(環境)

登録番号	発効日	登録者名	登録範囲
JAER0003	2011.1.7	日産自動車株式会社	JAER0003 (追浜地区), JAER0015 (栃木工場), JAER0040 (横浜地区), JAER0088 (九州地区), JAER0100 (テクニカルセンター), JAER0102 (いわき工場), JAER0149 (座間事業所), JAER0758 (商品・開発プロセス)の統合, 及びグローバル本社、日産教育センター、本牧専用埠頭、相模部品センター、北海道陸別試験場、カスタマーサービスセンター、グローバル情報システムセンターの拡大
JAER0017	2011.1.21	日産車体株式会社	JAER0017 (本社及び湘南工場, 秦野地区, テクニカルセンター), JAER0139 (商品開発部門)の統合による拡大
JAER0791	2011.1.14	株式会社トヨタレンタリース愛知	テレビ塔店, 名古屋新幹線口店, 中部国際空港店, 名古屋駅前店, 豊田店, 豊橋新幹線口店, 日進駅前店, 東海店, 瀬戸店, 春日井店, 中川店, 半田店, 豊川店, 秩父店, 笠寺店の拡大

・工場および店舗等の追加のみ掲載

前号166号の更新(環境)の本文中に以下の誤りがありましたので、訂正してお詫び致します。

【誤】

登録番号	登録日	登録者名	登録範囲
JAER0306	2010.12.21	札幌トヨペット株式会社	自動車の販売, 整備及び修理

【正】

登録番号	登録日	登録者名	登録範囲
JAER0306	2010.12.21	札幌トヨペット株式会社 ※	自動車の販売, 整備及び修理 ・澄川店の拡大

・登録情報の詳細はJARI-RBホームページ(URL:<http://www.jari-rb.jp/>)をご参照ください。

環境関連法規等の動き

(10. 12/16～11. 1/15)

法令情報**廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令** (2010. 12. 22 内閣府)

2011. 4. 1から廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の改正法が施行となる。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (政令第247号)
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令 (政令第248号)

2010. 5. 19に公布された改正法第34号の附則第1条の規定に基づき、同法の施行期日を2011. 4. 1に定めるとともに、同法の施行に伴い、施行令の一部が改められ2011. 4. 1に施行となりました。詳細については公布の改正法の内容と合せて改正政令の内容を確認下さい。今後の施行規則を改正する省令を確認して下さい。

I 【改正法の概要】**「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」** (2010. 5. 19 環境省第34号)

公布:2010. 5. 19 施行:一部を除き、公布の日から1年を超えない範囲の政令で定めた日から施行。

1. 【改正の背景】現状から二つ課題と改正すべき項目が揚げられており、これらの見直しと改正が行われた。

- 1) 廃棄物の適正な処理を巡る課題；産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底等が必要、廃棄物処理施設の維持管理の強化が必要、優良な廃棄物処理業者の育成が必要。
- 2) 廃棄物の適正な循環的利用の促進を巡る課題；産業廃棄物の排出抑制が必要、循環的利用の確保が必要、焼却時の熱利用が進んでいない。

2. 【改正の概要】**1) 廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化**

- (1) 産業廃棄物を事業所の外に保管する際には都道府県知事への事前届出が必要。また、非常災害のための応急措置による保管の場合も2週間以内に届出。

(法第12条第3, 4項及び法第12条の2第3, 4項関係)

- (2) 建設工事に伴い生じる廃棄物の処理に関する例外として (法第21条の3第1項関係)

建設工事が数次の請負によって行われる場合は元請業者を事業者として規定を適用する。

- (3) 清潔の保持等における土地所有者等に係る努力義務の創設；不適正に処理された廃棄物を発見した時は、速やかに、都道府県知事他に通報する。 (法第5条第2項関係)

- (4) 不法投棄等の違反行為に係る法人重課の量刑を3億円以下の罰金に上げた。

(法第32条第1項1 関係)

- (5) 事業者の処理に係る 第12条第7項に『____』の条文が追加された。(法第12条第7項関係)

産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、『当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い』、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。(注記:地方条例では現地確認の規定もある。)

- (6) 法第12条の3第2項として産業廃棄物を生ずる事業者に対する産業廃棄物管理票に係る責務が加わった。管理票を交付した者(以下「管理票交付者」という。)は、当該管理票の写しを当該交付した日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

(注記:管理票のA票は公付した日から保存を義務化。)

(7)産業廃棄物処理業者の処理困難通知 (法第14条第13項及び14項並びに第14条の4関係)

- ・処理業者は、現に委託を受けている産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又、困難となるおそれの事由の時は、停滞なく、その旨を当該委託した者に書面により通知しなければならない。
- ・処理業者は、通知をしたときは、当該通知の写しを当該通知の日から定める期間保存しなければならない。
- ・処理困難通知を受けたときの事業者は必要な措置を講じて措置内容等報告書等を都道府県知事に提出する。

2) 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

- (1) 廃棄物処理施設に係る定期検査；一定期間ごとに基準の適合に係る検査を受ける。

(法第8条の2第2項及び法第15条の2第2項関係)

- (2) 廃棄物処理施設の維持管理を確保するための措置；最終処分場の許可取消し処分に際し、許可を取消された者又はその継承人は廃止基準に適合するまでの維持管理を行う義務を有する。

(法第9条の2第3項及び法第15条の3の2第2項関係)

3) 産業廃棄物処理業の優良化の推進等

- (1) 産業廃棄物処理業の許可の有効期間に係る特例；事業の実施能力及び実績から期間を勘案できるとなった。(法第14条第2項及び第7項並びに法第14条の4第2項及び第7項関係)

- (2) 廃棄物処理業務等の許可の欠格要件に係る規定の合理化；連鎖的な許可の取消しに対する手当が行われた。(法第7条第5項第4号二、法第7条の4第1項及び法第14条の3の2第1項関係)

4) 排出抑制の徹底 (第33条第2号及び第3号関係)

多量排出事業者減量計画を提出せず、又は計画実施の状況報告をしなかった者は20万円以下の過料。

5) 適正な循環的利用の確保 (法第15条の4第5項関係)

廃棄物を輸入できる者の拡充；国外廃棄物を他人に委託して適性に処理することができ、国内において処分することに相当な理由がある者を追加した。

6) 焼却時の熱利用の促進 (法第9条の2の4第1項及び法第15条の3の3第1項関係)

熱回収の機能を有する廃棄物処理施設に係る特例

熱回収施設を設置している者は、技術上の基準及び申請者の能力に関する基準に適合する時は、都道府県知事の認定を受けることができる。

(参照) http://www.env.go.jp/recycle/waste_law/kaisei2010.html

Ⅱ【改正施行令の概要（政令第248号）】

1) 優良な産業廃棄物処理業者に係る特例 (令第6条関係)

先般の法改正により設けられた、優良な産業廃棄物処理業者の許可の特例として、許可の有効期間を7年とする(現行法では一律に5年)。

2) 熱回収施設設置者認定制度 (令第5条の4、5及び第7条の3、4関係、令第27条第2項関係)

- (1) 認定熱回収施設設置者が熱回収施設において行う処分の基準を定める。

- (2) 認定熱回収施設設置者は、当該認定に係る熱回収施設において熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該熱回収施設を再開したとき、又は当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の変更をしたときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3) 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化 (令第27条 第1項関係)

現在は、産業廃棄物の収集運搬については、積卸しを行う全ての都道府県又は政令市の許可を受けなければならないが、原則として、一の政令市を越えて収集運搬を行う場合は、都道府県の許可を受けることとする。

4) 廃石綿等の埋立処分基準の強化 (令第6条の5第1項関係)

(1) 廃石綿等の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包しなければならない。

(2) 廃石綿等の埋立処分を行う場合には、埋め立てる廃石綿等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずる。

5) 帳簿の備え付けを要する事業者の追加 (令第6条の4関係)

帳簿の備え付けを要する事業者に、その事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者等を追加する。

6) 大臣認定制度の規定の整備

環境大臣の認定を受けた者が認定に係る事項を変更する場合及び休廃止等をする場合の認定及び届出に係る規定を整備する。(令第5条の7から第5条の12まで(これらの規定を令第7条の5から第7条の10までにおいて準用する場合を含む。)) 関係)

7) 輸入対象の拡大に伴う委託基準等の変更 (令第6条の2及び第6条の6関係)

(1) 輸入された廃棄物の処分又は再生を委託するときは、処分又は再生を委託するものとして許可を受けて輸入された廃棄物に限り、処分又は再生を委託することができる。

(2) 輸入された廃棄物の処分又は再生を委託するときは、委託契約書にその旨についての条項が含まれていなければならない。

(参照) <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13275>

一般情報

掲載に至る情報が無いためにお休みさせていただきます。